

八丈町農業委員会

第 1 1 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和 3 年 2 月 2 5 日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年2月25日(木) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎武二(欠席)	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	奥山 利平(欠席)
〃	4	西條 忍(欠席)			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：6名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、12番 沖山 宗春委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐、事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：2名

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第11回総会を開催いたします。

今月も新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、出席者を農業委員に限定した形での開催となりますことをご了承ください。

本日の会議録署名委員ですが、1番委員・12番委員お願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和3年2月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 9,297㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が高齢により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,615㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が高齢により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在、ロベの切葉を主にした農業を行っており、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地については、すでにロベが植えられており、農地取得後は継続して植えられているロベの栽培を行っていくとの事です。

下限面積については、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和については、周囲と調和した農業を行っていききたいということです。

続いて、番号2の●●●●さんについては、現在農業を営んでおり、奥様も一緒に農業を営んでいるとの事ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地については、すでにロベがきれいに植えられている状態ですので、農地取得後は奥様と一緒に、継続してロベの栽培を行っていくとの事です。

下限面積については、経営面積が16.15アールと1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和については、周囲と調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、5番委員お願いします。

農委5番 農地が存在する神沢農道一帯はロベと榊の栽培が盛んであり、現地を確認したところ、事務局からの説明があったとおり、既にきれいにロベが植えられておりましたので、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地に関しまして、1番委員お願いします。

農委 1 番 現地を確認したところ、ラスハウスできれいにロベが植えられておりましたので、問題ないかと思われまますので、よろしくお願いします。

議長 議案第 1 号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等ございますか。

…無いようでしたら議案第 1 号を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和 3 年 2 月 2 5 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 939㎡

申請人 ●●●●

転用目的 駐車場用地

転用理由 地熱電力施設の改修工事にあたり、大規模な廃材の運搬が必要となり、運搬車両の駐車場として、今回の申請地が見つかった。廃材は船での運搬となり、島内に二つある底土港、八重根港どちらの港からも距離が近いという点から考えても、申請地を駐車場として使用したい。

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

最後に確認事項ですが、

申請地は農用地でなく、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第 2 種農地と判断しています。

そこで、確認事項が 11 項目ございますが、今回は 1, 2, 4, 5, 7, 9 の 6 項目を確認していきたいと思えます。

「1 区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、地熱電力施設の改修工事にあたって、大規模な廃材の運搬車両の駐車場が必要となり、今回の申請地が見つかりました。駐車場の規模や港との距離という条件から考えても、この申請地が適していることから、転用

することはやむを得ないと判断しています。

次に「２資力及び信用」ですが、駐車場整備費は全額自己資金にて賄うということで、適当と判断しています。

次に「４申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、整備計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「５行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い、見込みがありますので、確実と判断しています。

次に「７計画面積の妥当性」ですが、申請地の駐車スペース及び通行スペースは利用状況等を考慮した利用見込みであり、適正な面積であるものと判断しています。

最後に「９周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号１申請地について、４番委員をお願いします。

農委４番 事務局より説明のあった転用理由および６項目の確認事項について、問題ないかとおもわれますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第２号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第２号については許可相当と決しました。

議長 続いて、議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第３号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和３年２月２５日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号１ 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積 3,832㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン・パッション、期間 １０年間、賃借料は年間２００,０００円となります。

続いて番号１農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号１農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1 農地に関しまして、4 番委員お願いします。

農委 4 番 利用権設定を受ける●●●●さんについては、パッション、レモンを精力的に栽培されております。更新という事で、●●●●さんの年齢を考えると、あと 10 年は元気に耕作できると思いますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 議案第 3 号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

…無いようでしたら第 3 号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 3 号については許可することと決しました。